# 生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。

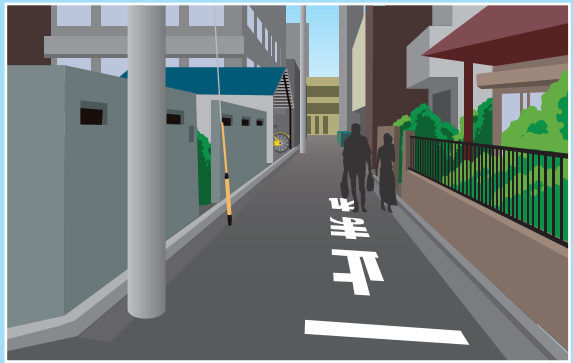

## ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

### こんな道は特に気を付けよう！

- 民家・商店が多い
- 通学路である
- 天候等で視界が悪い
- カーブが多い

**■警察庁HP**

▼生活道路における法定速度の引下げについて
https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

**問い合わせ先**

**■全国都道府県警察HP**

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです
https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html

# 生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
（2026年）
改正道路交通法施行令施行

警察庁・都道府県警察

# ▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼
# 引き続き60km/hです

## 1

道路標識又は道路標示による**中央線**又は**車両通行帯**が設けられている一般道路

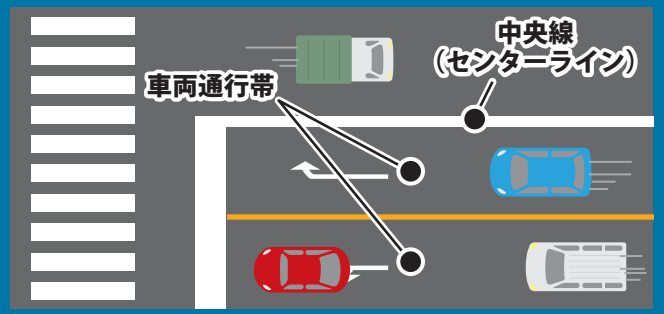


## 2

道路の**構造上**又は**柵**その他の**工作物**により自動車の通行が**往復の方向別に分離**されている一般道路

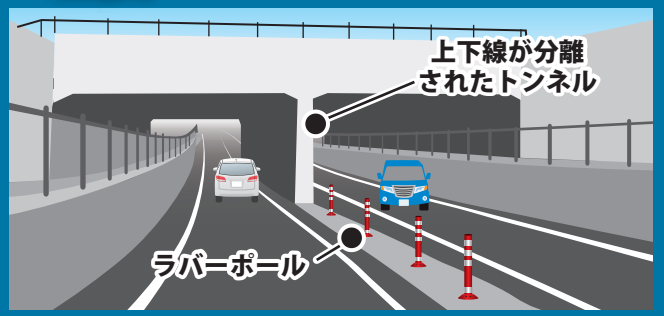


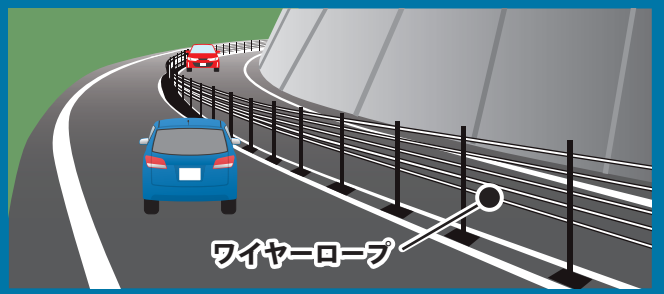


## 3

**高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの**（例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

## 4

**自動車専用道路**

## 従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が 40km/h と指定されている中央線がない道路では、最高速度は 30km/h ではなく 40km/h となります。

▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなる。

▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。